

V 委員会の判断

委員会は2011年5月に公表した「日本テレビ『ペットビジネス最前線』報道に関する意見」の後半で、やはり「委員会の判断」として、以下のように述べた。

「本件の問題は、視聴者に取材対象企業の社員を一般利用者と受け取られるような形で伝え、ペットサロンやペット保険についての肯定的な評価を、あたかも一般利用者の評価であるかのように紹介したことである。このような行為が、事実を客観的かつ正確、公平に伝えることを強く求められているはずの報道番組で行われたことに大きな問題がひそんでいる、と委員会は考える。これは報道機関の社会的使命に背く行為と言わざるを得ない」

この文章中の「社員」を「利害関係者」に、「ペットサロンやペット保険」を「宅配の水」に差し替えるだけで、本件放送に関する委員会の判断はそのまま成り立ってしまう。

むしろ本件放送の事案とペットビジネス事案とでは、社員や利害関係者を故意に一般利用者に装わせたのか、事実確認を怠った結果としてそうなったのかのちがいがあ。しかし、放送された結果としては、どちらも同じことだった。

ここで再び同じことを繰り返さなければならないことに、委員会は言いようのない苦々しさともどかしさを感じていることを強調しておきたい。

そこでも紹介したことだが、放送倫理の諸規定はさまざまな言い方で「報道機関の社会的使命に背く行為」を戒めている。日本民間放送連盟とNHKが定めた放送倫理基本綱領は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」と言い、民放連の放送基準の前文にも「正確で迅速な報道」とあって、その第6章「報道の責任」の32項には「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない」と謳っている。

本件放送は、意図しなかったとはいえ、宅配の水の製造・販売会社と親族関係でも、経済的にも緊密な人物を登場させ、同社の宅配の水に対する好意的な評価を語らせ、同社の利益に著しく偏った報道をした点で、報道に求められる客観性、正確性、公平性、公正性等の放送倫理に違反したものであった、と委員会は判断する。

だが、本件放送の問題は、こうした放送された内容それ自体にもまして、その制作過程において、取材対象企業と取材協力者との利害関係の有無をきちんと確認できなかったことにこそあったと言わなければならない。1年あまり前の失敗の経験から、再発防止のためのガイドラインが作られ、制作スタッフ間でも討論が行われたはずなのに、なぜその教訓が活かされなかったのか。

本意見書のIV章でも、「ベテランゆえの過信」「サブテーマゆえの落とし穴」「機能し

なかった『企業・ユーザー取材ガイドライン』として述べたことだが、やはり問題はそこに返ってくる。すなわち、放送局のなかでももっともきちんとした事実の確認が求められる報道番組のなかで、なぜこのようなことが起きてしまったのか、という問題である。

*

委員会は本件放送について審議する際、ペットビジネス事案とは別に、「日本テレビ『真相報道 バンキシャ!』裏金虚偽証言放送に関する勧告」(2009年7月30日。以下、「バンキシャ事案」という)を参考にした。

これは、やはり日本テレビ報道局制作の番組が、情報提供者の提供した情報の裏付けとなる取材が十分に行われぬまま放送された結果、番組が犯罪行為の手段とされた、という事案だった。委員会はこれについて、取材・制作のさまざまな場面で事実を確認する機会があったにもかかわらず、そのたびに見過ごされてしまった過程を詳細に検証するとともに、報道における事実確認の重要性を繰り返し指摘した。

このバンキシャ事案で明らかになったことは、事實は、たんに事実として目の前に現われるのではなく、それを証言し、語る人物と一体のものとしてある、ということだった。誰が、どういう立場の人物がその事実を語っているかは、事実の重要な一部である。日本テレビ関係者はバンキシャ事案を通じて、そのことを学んだのではなかったか。

その後のペットビジネス事案を経て策定されたガイドラインが「取材対象企業の利害関係者を一般ユーザーとして扱ってはならない」としている根底にも、たんにそれが企業の宣伝になってしまうからというだけでなく、事實は、それを語る人物によって、その意味が大きく左右されるという認識があったからであろう。とくに関係者や当事者の取材、消費者やユーザーなどのインタビューの場면을映像化することを通じて事実を提示することの多いテレビにとって、これは他のメディアにもまして重要な自覚である。

委員会はこれらの事案でも、またこれまで公表してきた幾多の意見書においても、事実確認の重要性を何度も指摘してきた。それをたんにモノや事象に限定してとらえないでほしい。事實は、それを語る人物と一体のものであり、その人物の身元や立場や事実との関係等を調べることも事実確認のうちに入るということ。そのような確認のプロセスを経て、ようやく報道に求められる正確性や公平・公正性という放送倫理が実現されることを、常日頃から肝に銘じておいていただきたい、と思う。

放送倫理を取材・制作の現場に浸透させ、具体的に放送に活かしていくための工夫は、放送局と、いま放送に携わっている放送人にしかできない。今回の事案では、マニュアルやガイドラインをいかに精緻に作っても、それが放送現場で血肉化されないかぎり、実践を期待することはできないということが明らかになった。必要なのは、

マニュアルやガイドラインはなぜ作られているのかを、番組制作に当たる一人ひとりが、具体的事例に則してそれぞれ自分の頭で考えた上で納得することである。これまでの研修等ではこの目的は達成されないことが判明した以上、もっと根本に立ち返って、その方法論を検討する必要があるのではないか。